

公益財団法人栃木県体育協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県体育協会（以下「協会」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、以下の報酬等の支給基準に従って支給することができる。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事に支給する報酬の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報酬（月例）
- (2) 期末手当
- (3) 通勤手当

2 常勤理事の報酬は、1人当たり年額600万円以下とする。各常勤理事の具体的な金額については、理事会が定める。

3 常勤理事の期末手当の支給額は、基準日現在の報酬月額に次の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、栃木県を退職した常勤理事に対する支給額は、理事会が定める。

- (1) 6月1日 100分の97.5
- (2) 12月1日 100分の112.5

4 通勤手当は、常勤理事で交通機関等を利用する者に対し、栃木県職員の例により支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 前条に規定するもののほか、報酬の支給方法、支給日等については、栃木県職員の例による。

(派遣職員の報酬等)

第5条 栃木県からの派遣により常勤理事となっている者の報酬は、第3条の規定にかかわらず当該常勤理事を派遣しなかったとみなして、栃木県の給与に関する規定を適用した場合に、栃木県が当該常勤理事に支給することとなる額を支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。